

【仕事を辞めなくても介護ができるしくみ】



高齢化が進み、介護のために会社を辞めざるを得ない人が増えており、介護離職は年間 10 万人にのぼるといわれています。しかし、一度会社を辞めてしまうと、正社員としての復帰は困難とされています。そんな時に使いたいのが「介護休暇」と「介護休業」、どちらも家族の介護が必要になったときに取得できる休みです。名前は似ていますが、介護で休める日数が違います。

- ・「介護休暇」は、正社員だけでなく半年以上雇用されているパートでも取得可能です。介護が必要な家族一人につき 1 年間で 5 日間、半日単位でとることもできます。休暇中の賃金の給付については法的に定められてないので、会社の裁量になります。
- ・「介護休業」は、介護が必要な家族一人につき 93 日まで、3 回まで分けて取得することができます。介護休業の申し入れに対して、事業主は断ることはできません。ただし、休業中の賃金については支払う義務がありませんので、無給ということがあります。

では、賃金が低下する場合にどうしたらいいのでしょうか。事業主を経由して申請することで雇用保険から「介護休業給付金」を受け取ることができます。介護離職を考える前に、まずは会社の労務担当へ相談してみてもいいでしょうか。



参考文献 : 「介護で仕事を辞める前にご相談ください！こんなこと、ありませんか？」
厚生労働省 都道府県労働局雇環境・均等部 (室)
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/>



今回は【**教えて！栄養士さん！今、食べた方がいいもの（きのこ）**】の情報をお伝えします。

